

デジタル時代の リスクと保険 (9)

人工知能（AI）による事故の被害をどのように保険で補償していくべきか。現行の企業向け保険でもAIの利用によるリスクの変容に相応に対応できると考えられるが、保険も進化していくことが期待される。

まず既存の保険でできることを説明したい。現行の「賠償責任保険」は企業が法的責任を負う場合に賠償金などを補償する。AIによる事故で企業の責任が明確であれば、この保険を適用できる。ただ、この連載で説明した通りAIには過失や責任関係を究明することが難しい面もあり、企業の責任が不明確な場合にはこの保険が使いにくいこともある。

次に、このように現行の保険では対応しづらいAIの不透明性や法的責任の不確実性への対応の観点から、保険がどう変わるか、進化の可能性を整理してみたい。

その一つが、主に大企業を対象とする「責任保険」の拡張である。責任保険とは企業が賠償責任や補償責任を負ったとき、保険会社がその賠償・補償額などの全部または一部を補う保険商品を指す。

具体的な方法は次の通りだ。まず、AI製品・サービスに関わる所定の事故が発生した場合に法律上の責任の有無にかかわらず、事業者の負担で被害者であるユーザーの損失を回復・救済することを事業者が規約などで定める。そして事故が発生し、規約が履行され事業者に経済的損失が発生した場合に、これを保険で補償する。

AI事故に対応した保険の進化の可能性

責任保険の拡張

事業主が負担する補償金、賠償金、原因調査費用、回収費用、再学習費用などを保険でカバー

新たな補償制度の創設

人の生命や身体に関わる事故が想定される製品・サービスの場合、その被害者を救済する制度を創設

これはAIの法的責任の不確実性リスクに対応し、事業者が間接的にかつ平準化したコストを負担することで被害者の速やかな救済を図るものである。

保険の拡張に関してはこのほか、AIが組み込まれた製品により事故が生じた場合に、その原因調査や同一製品の回収にかかる費用を補償する保険のニーズが高まるかもしれない。

また、産業用機器メーカーなどでは、ロボットによる自動化の進展に伴い、通常のPL保険（生産物賠償責任保険）では補償の対象とならない物理的な損壊を伴わない不具合に関わるリスクも増える。使用不能損害、原因調査・再学習費用などを補償する保険のニーズが増すと予想される。

さらにAIが出力した文書、画像が第三者著作物に類似した場合の著作権侵害や、バイアスの入り込みによりAIが差別的答えを出した場合の人格権侵害のリスクも想定される。被害者救済や新たな事業リスクへの対応として、保険機能の活用が期待される。

人の生命や身体に関わる事故が想定されるAI製品については新たな補償制度も考えられる。参考になるのが自動運転での保険対応だ。自動運転では当面の間、一定条件で運転を完全自動化する「レベル4」まで、自動運転システムの欠陥で起きた事故については従来と同じように、運転者に過失がない場合でも所有者など運行供用者に事実上の責任を負わせる強制保険「自賠責保険」を使って被害者を救済することが、国土交通省の研究会で整理された。

これと同様に人の生命や身体に関わる事故が想定されるAI製品では、速やかに被害者を救済すべく、第三者機関の設置や保険を活用した救済制度を検討することが考えられる。自賠責保険のAI汎用版とも言えるもので、現時点では具体的に検討されているわけではないが、AIの実装がより進んだ局面では議論の俎上（そじょう）に載ってくるかもしれない。

AI事故、責任保険で対応も